

## 令和5年度第1回市の国民健康保険事業の運営に関する協議会議事録

日時 令和5年11月9日(木)

18:00～18:30

場所 登別市役所議場

### 報告第1号

#### 「令和4年度国民健康保険特別会計決算について」

<事務局>

それでは、報告第1号「令和4年度国民健康保険特別会計決算について」資料に沿って説明いたします。座ったままで説明させていただきます。

議案の2ページと3ページの資料1「令和4年度国民健康保険特別会計決算額調書」をお開きください。

令和4年度の予算額につきましては、歳入歳出それぞれ51億7,478万2,000円となっております。

まず決算の大枠ですが、3ページにあります表の下をご覧くださいと、歳入の決算額は、①のとおり、54億16万8,527円、歳出の決算額は、②のとおり、49億9,103万8,196円となり、歳入から歳出を差し引いた累積収支額、いわゆる令和4年度への繰越金は、4億913万331円となります。

なお、この実質収支額には、2ページの歳入の7款にあります前年度からの繰越金が含まれますので、3ページ④の前年度繰越金4億5,503万9,669円を差し引いた単年度の収支は、4,590万9,338円の赤字となりました。また、単年度収支に国民健康保険給付費等準備基金の利子積立分を加え、当該基金からの繰入分を差し引く『実質単年度収支』については、令和4年度は基金への積立及び操出を行っておりませんので、単年度収支に基金利子の積立分8,025円を加えた4,590万1,313円の赤字となります。

続きまして、決算額の主な内訳についてご説明します。

はじめに、歳入についてご説明します。2ページをご覧ください。

第4款の道支出金について、決算額は38億1,006万3,336円で予算と比較して8,592万5,664千円の減となりました。これにつきましては、平成30年度からの国保の都道府県単位化により、歳出の保険給付費の全額を北海道からの当該交付金で賄うこととなっているため、歳出である保険給付費の執行残に伴い、特定財源である道支出金も減となっているものです。

次に第6款の繰入金ですが、決算額は4億3,444万9,089円で、予算と比較して444万2,911円の減となりました。これは、主に人件費・事務費分の減となっております。

次に第8款の諸収入ですが、決算額は1,329万2,156円で予算と比較して1,076万4,156円の増となりました。これは、一般被保険者延滞金が800万5,803円の増、一般被保険者第三者納付金が268万2,528円の増となったことが主な要因となっております。

次に、歳出についてご説明します。3ページをご覧ください。

第2款の保険給付費は、予算額38億871万9,000円に対して、決算額が36億8,884万4,786円で、執行残が1億1,987万4,214円となりました。

内訳をみますと、療養諸費が決算額31億7,100万6,626円で9,813万8,374円の執行残、高額療養費が決算額5億1,231万7,686円で1,594万1,314円の執行残となっております。

第5款の保健事業費は、主に特定健康診査や短期人間ドック、各種がん検診等の費用助成など、被保険者の健康維持・増進に係る経費であり、予算額8,357万3,000円に対して、決算額が7,549万184円で、執行残が808万2,816円となっております。

執行残の主な要因としては、脳ドック、短期人間ドック、各種がん検診、特定健診の受診者数等が当初予算で見込んでいたよりも少なかったことによる執行残となっております。保健事業の取組状況については、後ほど、ご説明いたします。

令和4年度決算額調書についての説明は、以上となります。

それでは、続きまして資料2、国民健康保険税の収納状況についてご説明いたします。議案の4ページに現年度分、5ページに滞納繰越分、6ページに合計の決算額の数値を表にしております。

まずは、令和4年度の現年度分の決算額についてでございますが、調定額6億8,604万6,800円に対して、収納額が6億5,747万7,544円、収納率は前年度より0.17ポイント減少して、95.84%となっております。

また、令和4年度の滞納繰越分の決算額についてでございますが、調定額2億780万8,323円に対して、収納額が2,966万8,948円、収納率は前年度より1.31ポイント減少して、14.28%となっております。

現年度分と滞納繰越分の合計といたしましては、調定額8億9,385万5,123円に対して、収納額が6億8,714万6,492円、収納率は前年度より0.91ポイント減少して、76.87%となっております。

令和4年度における徴収に関する取り組みといたしましては、主に、口座振替の利便性の周知及び利用勧奨、現年度分の未納者に対する督促及び催告、分割納付の履行状況の定期的な監視及び不履行時の催告、夜間及び休日相談窓口の開設などに、取り組んで参りました。

なお、分割納付の不履行が続いている方や催告に応じない方に対しては、財産調査の結果に基づき、滞納処分の執行もしくは執行停止を行っております。

また、納付の機会を付与したにも関わらず納付を履行しない方に対しては、「登別市国民健康保険税滞納世帯に係る措置の実施要綱」に基づき、被保険者資格証明書、短期被保険者証の交付を行って参りました。

令和5年度におきましても、国民健康保険事業の健全な運営を確保するため、滞納繰越分に対する滞納整理を進めるとともに、現年度分の更なる徴収強化を進めていきたいと考えております。

国民健康保険税の収納状況についての説明は以上となります。

続きまして7ページをお開きください。

資料3「医療費の状況」についてですが、表にあります「費用額」は、入院や入院外、歯科といった診療費をはじめ、調剤や食事療養費のほか、補装具や柔道整復などの療養費等を含む医療費の合計額となっています。

この費用額を年間平均被保険者数で割り返した数値が、一人当たり費用額となります。

令和4年度の本市国民健康保険の一人当たりの費用額は、49万4,779円となり、前年度比較で4.7ポイント、22,334円の増となっています。

被保険者数の減少にともない、医療費総額は減少しているものの、一人当たりの医療費は高止まりしている傾向にあります。

そのため本市では、医療費抑制に向けた取組への協力について、市ホームページや広報紙への掲載、保険税の納税通知書を送付する際のリーフレットの同封など、被保険者へ向けた周知を行っております。また、特定健診の受診勧奨や、チャレンジウォーキングなど継続した運動習慣を身につけていただく機会を設け、被保険者のみなさんにこれまで以上に医療費抑制の重要性を意識していただけるよう努めております。

次に8ページ、資料4「登別市の人口・世帯数及び国民健康保険の加入世帯数・被保険者数の状況」ですが、世帯数・人口については、市全体、国保被保険者ともに毎年減少が続いています。

令和4年度の国民健康保険加入被保険者数の推移としましては、年度末現在の比較になりますが、令和3年度と比べて505人、5.8ポイントの減となっており、今後も減少傾向は続くものと見込まれます。

以上で、報告第1号「令和4年度国民健康保険特別会計決算」についての説明を終わります。

#### <委員>

7ページにある1人あたり医療費が全道平均を上回っているが、その要因は。

#### <事務局>

令和3年度に比べ、被保険者数が約500人程度減少しているものの、医療費がそこまで減少しなかったことが要因に挙げられます。

#### <委員>

収納率の減少について、どう捉えているか。

#### <事務局>

確かに令和3年度に比べると収納率は低下しており、特に滞納繰越分の収納率低下が顕著な状況にあります。これは、過年度課税分に対する滞納の解消・処分等が進んでい

ないため、強化が必要と考えています。

<委員>

税のクレジットカード納付が始まったが、その利用状況は。

<事務局>

国民健康保険税のクレジットカード納付に関しては、毎月2～5件程度と、まだまだ利用者は少ない状況です。

## 報告第2号

### 「保健事業について」

<事務局>

それでは、資料5、保健事業の取組状況について説明させていただきます。

10ページをご覧ください。

令和4年度の特定健診・特定保健指導の実施状況について報告させていただきます。

特定健診については、令和2年度より特定健診受診率向上支援等共同事業を実施し、受診率向上に努めており、令和4年度法定報告値が37.9%となり、令和3年度と比較し、3.1ポイント増となりました。

特定保健指導については、個別指導のほか、訪問指導や健康計測会の実施により令和4年度法定報告値が42%となり、令和3年度と比較し1.9ポイント増となりました。次に、特定健康診査以外の保健事業について説明させていただきます。

特定健康診査以外の保健事業として、短期人間ドック等に係る検査料の助成や、各種がん健診等に係る検査料の助成の他、令和3年度より継続した運動習慣を身につけ生活習慣病を予防することを目的として、のぼりべつこくほ健康チャレンジウォーキングを開催し、1か月間ウォーキングを取り組んだ方に、歩数に応じて抽選で登別ブランド推奨品等をお渡ししています。

チャレンジウォーキングの参加者に行ったアンケート結果からは、7割以上の方が、「1か月歩数計をつけてみて、意識的に体を動かすようになった」と回答しており、健康への意識付けに効果があったと思われます。

以上で、保健事業の取組状況についての説明を終わります。

(質疑・応答なし)

## 報告第3号

### 「産前産後期間における保険税の減免」

<事務局>

報告第3号「産前産後期間における保険税の減免」について、ご説明いたします。議案書の12ページから13ページをご覧ください。

全世代型社会保障法の成立に伴い、子ども・子育て支援の拡充における一策として、産前産後期間における国保税の免除制度が規定に設けられました。これに伴いまして、令和5年7月20日付けで厚生労働省より、施行に伴う地方税法施行令の整備に関する通知がありましたことから、登別市税条例及び登別市税賦課徴収規則を改正するものであります。

本改正の内容ですが、登別市の国民健康保険被保険者のうち、妊娠85日を経過した対象者に対し、出産前後の対象期間にかかる所得割と均等割を免除するというものであります。

免除措置の施行が令和6年1月からとなりますので、免除の対象者は出産予定が令和5年11月以降となる方からとなります。

単胎・多胎妊娠によっては、免除期間が異なります。12ページの項目3「免除対象月」に、簡単ではありますが免除の例をいくつか記載しておりますので、ご確認ください。

項目6の「改正スケジュール」についてですが、令和5年12月の第4回登別市議会定例会において登別市税条例の一部改正に係る条例案について上程を予定しており、条例・規則とも令和6年1月1日からの施行を予定しております。

以上で、報告第3号「産前産後期間における保険税の減免」についての説明を終わります。

(質疑・応答なし)

18時30分 閉会